

沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計

中期見通し

沖縄県子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課

目次

1	策定の趣旨、推計期間	2
2	事業の目的、現状等	3
3	歳出、歳入の中期見通し	8
4	今後の対応策	11

平成 27 年（2017 年）2 月 策定

令和 6 年（2024 年）3 月 一部改訂

1 策定の趣旨、推計期間

(1) 趣旨

「新沖縄県行政運営プログラム」（令和5年3月策定）の実施項目「特別会計事業の適正な運営」に基づき、沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計事業によるサービスの提供を将来にわたって安定的に継続していくため、財政状況の中期見通しを策定・公表することにより、運営適正化に向けた取組の方向性を明確にします。

(2) 推計期間

令和5年度（2023年度）当初予算を基礎として令和8年度（2026年度）まで推計します。

なお、直近の当初予算を基礎として、一定の仮定の下で試算したものであり、今後の社会経済情勢や国の制度改正等により、推計期間中の各年度の数値は変動することがあります。

2 事業概要及び目的、現状等

(1) 事業概要及び目的

県では、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）に基づき、母子家庭、父子家庭や寡婦等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養する児童の福祉を増進することを目的として、「沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計」を設置し、修学資金等全 12 種類の貸付金を無利子又は低利で貸付けています。

昭和 44 年の事業開始から令和 4 年度末までの貸付実績は、累計で 22,197 件、総額約 78 億円となっています。

※ 母子家庭は昭和 45 年、寡婦は昭和 46 年、父子家庭は平成 26 年 10 月から貸付を開始しています。

※ 父子家庭への貸付開始に伴い、平成 26 年 10 月に特別会計の名称を「沖縄県母子寡婦福祉資金特別会計」から「沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計」へ改称しました。

(2) 財源

貸付原資は、国からの借入金 $\frac{2}{3}$ 、県負担分（一般会計繰入金）が $\frac{1}{3}$ で、毎年度、貸付金の償還金等を貸付原資に充当し、これを新たな貸付原資とする形で運営しています。

特別会計全体額は、本土復帰の昭和 47 年から現在までの国からの借入金
 が約 9 億円、県負担分（一般財源繰入金）が約 5 億円、その他財源が約 2 億
 円の約 16 億円となっており、現在、約 15 億円が貸付中で、貸付原資の残
 高は約 1 億円となっています。

原資内訳	貸付状況
国庫借入金 (2/3) 863,779 千円	貸付中の金額 (R4年度末時点) 1,461,818 千円 (貸付総額－収納額)
県負担分(一般会計繰入) (1/3) 510,719 千円	
その他預金利子等 211,036 千円	《残高》 123,716 千円
計1,585,534 千円	計1,585,534 千円

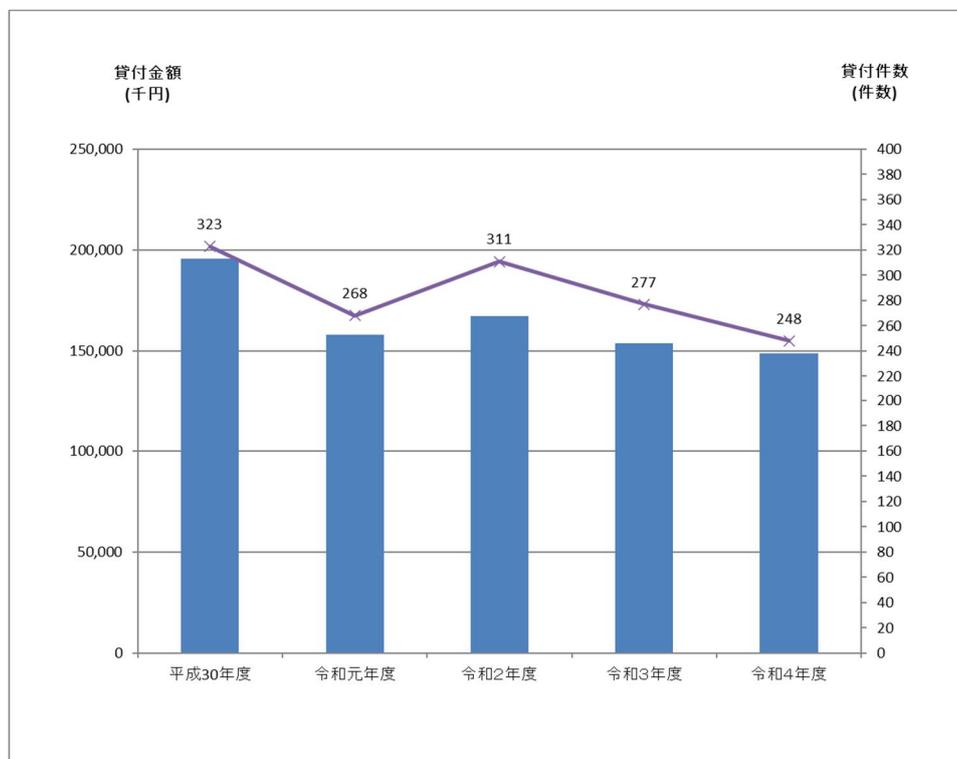
(3) 現状

① 歳出（貸付）

過去 5 年間の推移を見てみると、貸付金額・件数ともにやや減少傾向に
 あり、令和 4 年度の貸付件数は 248 件（平成 30 年度比△75 件）、貸付金額
 は約 1 億 4,900 万円（平成 30 年度比△約 4,700 万円）となっています。

貸付実績は年度によって増減幅に変動がありますが、令和 2 年度から高

等教育の修学支援新制度が導入されたこと等により、減少傾向となっております。



年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
貸付件数	323	268	311	277	248
貸付金額	195,769	158,076	167,359	153,777	148,630

図1 歳出の推移

②歳入（償還）

本資金の貸付対象者は、経済的基盤の弱い母子家庭、父子家庭や寡婦であり、本資金を活用して修学や起業等を行っており、昨今の厳しい雇用・経済状況下において、失業や経営不振、生活保護受給中等の理由により、家計にゆとりがなく、償還が計画通りに進んでいない状況にあります。

過去5年間の推移を見てみると、調定額及び収納額は横ばいで推移して

いますが、収入未済額は減少傾向にあり、令和4年度の収入未済額は約8,500万円（平成30年度比△約1,800万円）となっています。

収納率は、各福祉事務所の償還活動や口座振替の推進等の取り組み、民間債権回収会社の活用により、年々向上しており、令和4年度の収納率は57.4%（平成30年度比+7.6%）となっています。

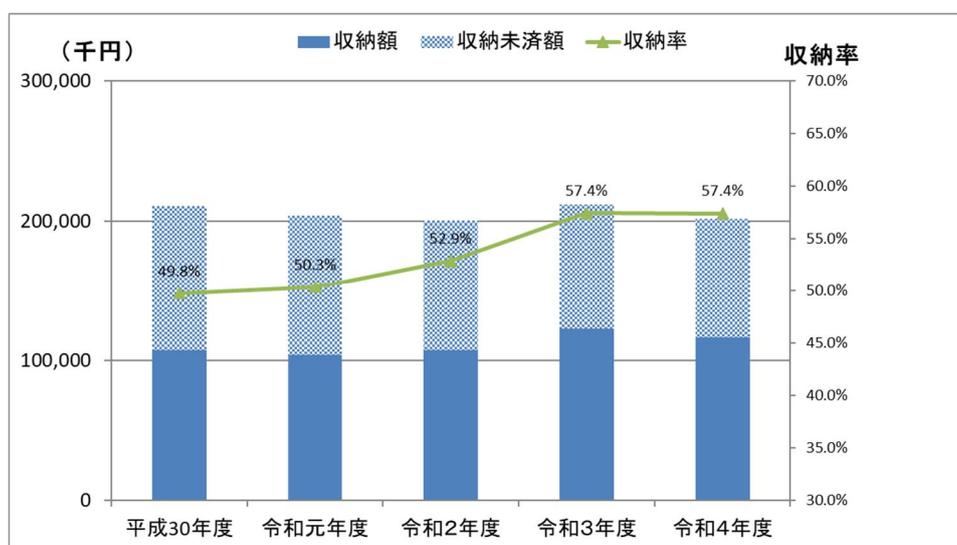


図2 歳入の推移

(3) 特別会計全体

貸付原資の不足が見込まれた場合には国から借入れを行っており、直近では令和4年度に国から863,779,000円を借入れ、県負担分としてその1/2の510,719,000円を繰入れています。その後は、貸付額の減少や収納

率の改善などにより、約1億円の残高を確保しています。

(千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
貸付原資(①)	1,382,774	1,531,574	1,567,194	1,567,240	1,585,534
国庫借入金	726,179	828,379	851,579	851,579	863,779
県負担分	441,919	491,519	504,619	504,619	510,719
その他利子等	214,676	211,676	210,996	211,042	211,036
貸付中の金額(②)	1,286,387	1,339,886	1,398,558	1,429,854	1,461,818
前年度までの貸付中の金額	1,201,077	1,286,387	1,339,886	1,398,558	1,429,854
歳出(貸付)	195,770	158,077	167,359	153,774	148,629
歳入(元金償還)	105,770	102,510	106,321	121,294	115,423
不納欠損	4,690	2,068	2,366	1,184	1,242
残高(①-②)	96,387	191,688	168,636	137,386	123,716

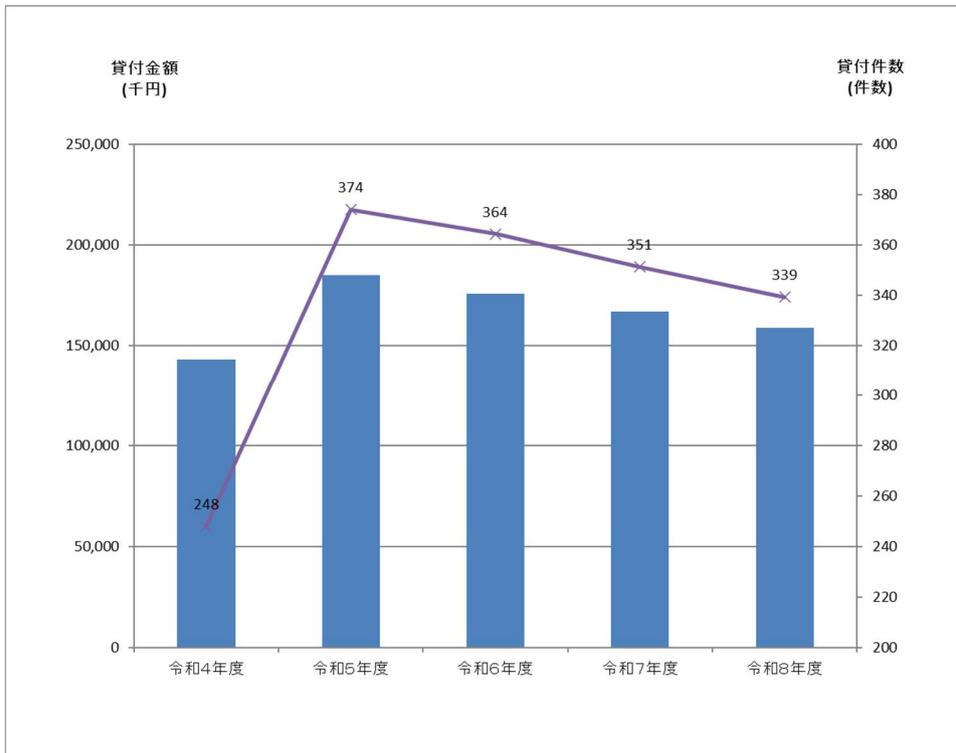
※貸付中の金額＝前年度までの貸付中の金額＋当該年度歳出（貸付）－歳入（償還）

－不納欠損として整理した金額

3 歳出、歳入の中期見通し

(1) 歳出（貸付）

貸付の相談は増えているものの、他の奨学金の利用により申請を取り下げるケースが多いことから、貸付実績は減少傾向となる見込みです。



年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
貸付件数	248	374	364	351	339
貸付金額	148630	202,286	194,223	186,990	180,383

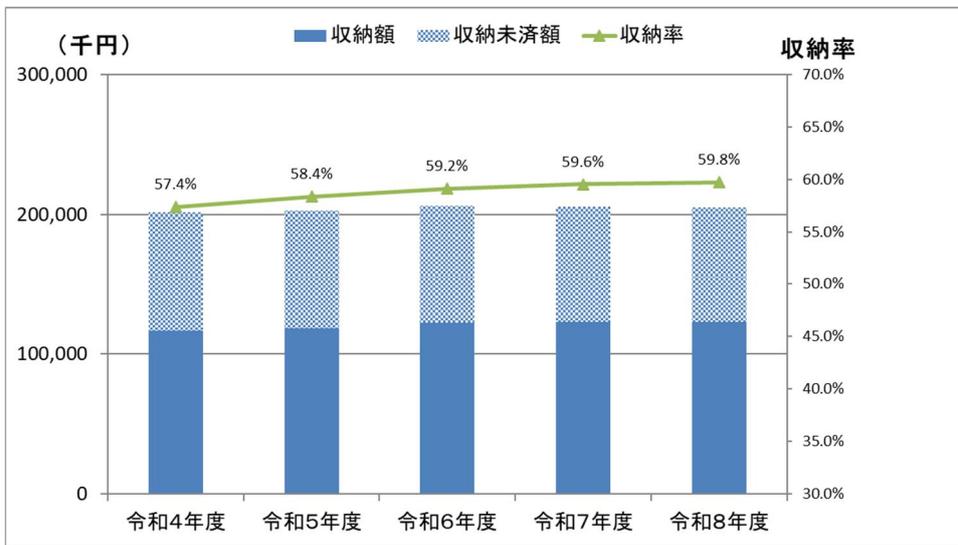
図3 歳出の今後の見通し

(3) 歳入（償還）

調定額はおおむね2億円台、収納率は57～59%台で推移すると見込まれます。

収納額については、令和8年度末で約1億2,300万円（令和4年度比約

700万円)と微増する見込みです。また、収入未済額は年々縮減され、令和8年度末時点で約8,250万円(令和4年度比△約250万円)と見込まれます。



歳入合計(元金+利子+違約金)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
調定額	202,951	202,775	206,142	205,948	205,026
収納額	116,499	118,404	121,966	122,694	122,517
収納未済額	85,166	84,371	84,177	83,254	82,509
収納率	57.4%	58.4%	59.2%	59.6%	59.8%

図4 歳入の今後の見通し

(4) 特別会計全体の見通し

令和5年度以降、歳出(貸付)は減少するものの、歳入(償還)は令和4年度実績から微増すると見込まれているため、令和5年度以降、貸付原資の残高は毎年度約6千万円程度減額し、令和8年度末時点では約1億5,500万円(令和4年度比△約3,100万円)になると見込まれます。

(千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
貸付原資(①)	1,585,534	1,638,334	1,638,334	1,638,334	1,638,334
国庫借入金	863,779	898,979	898,979	898,979	898,979
県負担分	510,719	528,319	528,319	528,319	528,319
その他利子等	211,036	211,036	211,036	211,036	211,036
貸付中の金額(②)	1,461,818	1,285,951	1,359,163	1,424,380	1,483,174
前年度までの 貸付中の金額	1,429,854	1,201,077	1,285,951	1,359,163	1,424,380
歳出(貸付)	148,629	202,286	194,223	186,990	180,383
歳入(元金償還)	115,423	117,412	121,011	121,774	121,588
不納欠損	1,242	0	0	0	0
残高(①-②)	123,716	352,383	279,171	213,954	155,160

5 今後の対応策

- (1) 母子家庭、父子家庭や寡婦等のひとり親家庭等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養する児童の福祉を増進するため、ひとり親家庭への支援に携わる関係機関と連携を図りながら、ひとり親家庭等が必要とする貸付金事業の広報・啓発に努めます。
- (2) 福祉事務所における日頃の償還指導、督促月間の取り組み、不納欠損処理等に加え、令和5年度以降も、債権放棄も含めた未収債権の整理及び未収金の解消に取り組みます。
- (3) 債務者の納付方法は、現在、口座振替及び納付書を用いた銀行での納付に限られているため、今後はコンビニでの納付など、債務者が行う納付方法の利便性向上を図り、収入未済額の減少に努めます。